

栃木県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成 19 年 2 月 1 日
条 例 第 9 号

改正 平成 19 年 10 月 30 日 条例第 27 号

改正 令和 2 年 2 月 13 日 条例第 5 号

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、本広域連合に常時勤務する地方公務員をいう。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 4 項の規定により臨時的に任用される者を除く。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 40 人
- (2) 議会の事務部局の職員 7 人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 7 人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 7 人

2 前項第 2 号から第 4 号までの職員は、広域連合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

(職員の定数の配分)

第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。